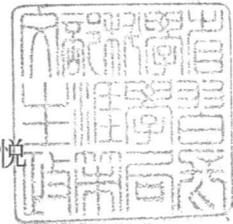


文科学第328号
平成25年8月30日

各 都 道 府 県 知 事
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会
専修学校を置く各国立大学法人学長 殿
厚 生 労 働 省 医 政 局 長
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長

文部科学省生涯学習政策局長
清 木 孝 悦



(印影印刷)

専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程の
施行について (通知)

このたび、別添1のとおり、「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程（平成25年文部科学大臣告示第133号）」が平成25年8月30日に公布され、同日から施行されました。

本告示は、「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（平成23年1月31日 中央教育審議会答申）」、「教育振興基本計画（平成25年6月14日 閣議決定）」及び「職業実践専門課程」の創設について（平成25年7月12日 専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議報告）」における提言等を踏まえ、専修学校の専門課程であって、職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的として専攻分野における実務に関する知識、技術及び技能について組織的な教育を行うものを文部科学大臣が認定して奨励することにより、専修学校の専門課程における職業教育の水準の維持向上を図ることを目的とするものです。

本告示の概要は下記のとおりですので、十分に御了知の上、その運用に当たって遺漏のないようにお取り計らいをお願いします。

また、「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程」に関する実施要項を別添2のとおり定めましたので、併せて、事務処理上遺漏のないようにお取り計らいをお願いします。

各都道府県知事及び各都道府県教育委員会におかれては、所轄の専修学校に対して、管下に専修学校を置く国立大学法人学長におかれては、管下の専修学校に対して、厚生労働省の専修学校主管局長におかれては、所管の専修学校に対して、本件につき十分に周知されるようお願いいたします。

記

(1) 目的（第1条関係）

専修学校の専門課程（以下「専修学校専門課程」という。）であって、職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的として専攻分野における実務に関する知識、技術及び技能について組織的な教育を行うもの（以下「職業実践専門課程」という。）を文部科学大臣が認定して奨励することにより、専修学校専門課程における職業教育の水準の維持向上を図ることを目的としたこと。

(2) 認定（第2条関係）

文部科学大臣は、次の①から⑧の全ての要件に該当すると認められる専修学校専門課程を職業実践専門課程として認定することができることとしたこと。

- ① 修業年限が2年以上であること。
- ② 専攻分野に関する企業、団体等（以下「企業等」という。）との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。
- ③ 企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習の授業を行っていること。
- ④ 全課程の修了に必要な総授業時数が1700単位時間以上又は総単位数が62単位以上であること。
- ⑤ 企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。
- ⑥ 学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。
- ⑦ 前号の評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。
- ⑧ 企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。

(3) 認定の取消し（第3条関係）

文部科学大臣は、職業実践専門課程として認定をした課程が廃止されたとき又は上記（2）のいずれかの要件に該当しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができることとしたこと。

(4) 告示（第4条関係）

文部科学大臣は、職業実践専門課程として認定をした課程の名称その他必要な事項を官報で告示すること等としたこと。

(5) 施行期日（附則関係）

施行期日を公布の日である平成25年8月30日としたこと。

【本件担当】

文部科学省生涯学習政局
生涯学習推進課専修学校教育振興室
専修学校第一係
TEL 03-5253-4111(内線：2939)
FAX 03-6734-3715
E-Mail syosensy@mext.go.jp

【別添 1】

○文部科学省告示第百三十三号

専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程を次のように定める。

平成二十五年八月三十日

文部科学大臣 下村 博文

専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程

(目的)

第一条 この規程は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二百二十四条に規定する専修学校の同法第二百五条第一項に規定する専門課程（以下「専修学校専門課程」という。）であって、職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的として専攻分野における実務に関する知識、技術及び技能について組織的な教育を行うもの（以下「職業実践専門課程」という。）を文部科学大臣が認定して奨励することにより、専修学校専門課程における職業教育の水準の維持向上を図ることを目的とする。

(認定)

第二条 文部科学大臣は、専修学校専門課程であって、次に掲げる要件に該当すると認められるものを、職業実践専門課程として認定することができる。

一 修業年限が二年以上であること。

- 二 専攻分野に関する企業、団体等（以下「企業等」という。）との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。
- 三 企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習の授業を行っていること。
- 四 全課程の修了の要件が、次の表の上欄に掲げる学科の区分に応じ、同表の下欄に掲げるものであること。

学科の区分		要件
専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）第四条に規定する昼間学科又は夜間等学科	<p>学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第八十三条の二第二項の規定により学年による教育課程の区分を設けない学科（以下この表において「単位制による学科」という。）であるもの以外のもの</p> <p>単位制による学科であるもの</p>	<p>全課程の修了に必要な総授業時数が千七百単位時間以上であること。</p> <p>全課程の修了に必要な総単位数が六十二単位以上であること。</p>
専修学校設置基準第五条第一項に規定する通信制の学科		

五 企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。

六 学校教育法施行規則第八十九条において準用する同規則第六十七条に定める評価を行い、その結果を公表していること。

七 前号の評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。

八 企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。

(認定の取消し)

第三条 文部科学大臣は、職業実践専門課程として認定をした課程が廃止されたとき又は前条各号に掲げる要件のうちいずれかに該当しなくなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

(告示)

第四条 文部科学大臣は、第二条の規定により認定をしたときは、当該認定をした課程の名称その他必要な事項を官報で告示する。これらの事項に変更があったときも、同様とする。

2 文部科学大臣は、前条の規定により認定を取り消したときは、その旨を官報で告示する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程」に関する実施要項

平成25年8月30日
文部科学省
生涯学習政策局

1 趣旨

「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程(平成25年8月30日 文部科学省告示第133号)」に基づく職業実践専門課程の認定に関しては、本実施要項の定めるところによるものとします。

2 目的

専修学校の専門課程(以下「専修学校専門課程」という。)であって、職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的として専攻分野における実務に関する知識、技術及び技能について組織的な教育を行うもの(以下「職業実践専門課程」という。)を文部科学大臣が認定して奨励することにより、専修学校専門課程における職業教育の水準の維持向上を図ることを目的とします。

3 職業実践専門課程の要件

職業実践専門課程として文部科学大臣が認定するための要件は次のとおりとします。

- (1) 修業年限が2年以上であること。
- (2) 専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。

(趣旨)

本要件は、専攻分野に関し、生徒の就業先の業界における人材の専門性に関する動向、国又は地域の産業振興の方向性、新産業の成長に伴い新たに必要となる実務に関する知識・技術・技能などを十分に把握・分析した上で、当該専修学校専門課程の教育を施すにふさわしい教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。以下同じ。)を行うなど、企業等の要請等を十分にいかしつつ実践的かつ専門的な職業教育が主体的に実施していることを求めるものです。

なお、本告示における「企業等」とは、専攻分野に関して、実務に関する知識・技術・技能などについて知見のある企業、関係施設、業界団体(業界別団体、全国又は地域の経済団体等)、教員の専門性の維持・向上を目的とした研修等を行う職能団体(資格者団体、養成施設協会等)、関連学会や学術機関、国又は地域の地方公共団体等の関係部局等を指します。

(内容)

具体的には、以下の全ての要件を満たしていること。

- ① 企業等との連携体制を確保して、当該専修学校専門課程の教育課程の編成を行うため、当該専修学校専門課程の教職員及び企業等の役員又は職員その他必要な委員により組織される委員会や会議（以下「教育課程編成委員会等」という。）を設置していること。
 - ② 教育課程編成委員会等を少なくとも年2回以上開催していること。
 - ③ 教育課程編成委員会等の意見を活用して、教育課程の編成を行っていること。
- (3) 企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習の授業（以下「実習・演習等」という。）を行っていること。

(趣旨)

本要件は、企業等の要請等を十分にいかしつつ当該専修学校専門課程の専攻分野に関する職業に必要となる実践的かつ専門的な能力を育成するため、企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習の授業を行っていることを求めるものです。

(内容)

具体的には、以下の全ての要件を満たしていること。

- ① 企業等と協定書等（覚書や契約書等を含む。以下同じ。）や講師契約等を締結して実習・演習等を行っていること。
 - ② 実習・演習等の実施に加え、授業内容や方法及び生徒の学修成果の評価について企業等と連携していること。
 - ③ 学修成果の評価や単位認定にあたり、生徒が修得した技能を含む実践的かつ専門的な能力について評価を行っていること。
- (4) 全課程の修了に必要な総授業時数が1700単位時間以上又は総単位数が62単位以上であること。
- (5) 企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。

(趣旨)

本要件は、専攻分野における実務を当該専修学校専門課程の教育内容や方法に反映した教育活動を実践するため、企業等と連携して、専攻分野における実務に関する知識、技術及び技能並びに、授業及び生徒に対する指導力等の修得・向上を目的とする組織的な研修を行うことを求めるものです。

(内容)

具体的には、教員の業務経歴や能力、担当する授業科目や授業以外の担当する業務等に応じて、以下の両方の要件を満たしていること。

- ① 企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する知識、技術、技能を修得・向上するための組織的に位置づけられた研修・研究の機会を確保し、計画的に受講等させていること。
- ② 企業等と連携して、教員に対し、授業及び生徒に対する指導力等を修得・向上するための組織的に位置づけられた研修・研究の機会を確保し、計画的に受講等させていること。

- (6) 学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価（以下「学校関係者評価」という。）を行い、その結果を公表していること。
- (7) 前号の評価を行うに当たっては、当該専修学校専門課程の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。

(趣旨)

本要件は、「専修学校における学校評価ガイドライン(平成25年3月文部科学省策定)」を踏まえ、学校の教育活動その他の学校運営の状況について学校自らが評価を行う「自己評価」はもとより、企業等の役員又は職員が学校関係者として評価に参画し、自己評価の結果を評価することを基本として行う「学校関係者評価」の実施及び公表を行うとともに、その評価結果を踏まえた教育活動その他の学校運営の改善に取り組んでいることを求めるものです。

(内容)

具体的には、以下の全ての要件を満たしていること。

- ① 学校関係者評価を行うため、企業等の役員又は職員その他必要な委員（保護者、卒業生等）により組織される委員会（以下「学校関係者評価委員会」という。）を設置していること。
 - ② 「専修学校における学校評価ガイドライン（平成25年3月文部科学省策定）」で掲げられた項目（教育理念・目的・人材育成像、学校運営、教育活動、学修成果、学生支援、教育環境、学生の受入れ募集、財務、法令等の遵守等）について評価を行っていること。
 - ③ 学校関係者評価の評価結果について、ホームページ、刊行物等への掲載などの方法により広く社会に公表していること。
- (8) 企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。

(趣旨)

本要件は、企業等の関係者が当該専修学校専門課程全般について理解を深めるとともに、当該企業等の関係者との連携及び協力の推進に資するため、当該専修学校専門課程の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供し、説明する等の取組を行っていることを求めるものです。

(内容)

具体的には、以下の全ての要件を満たしていること。

- ① 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン（平成25年3月文部科学省策定）」で掲げられた項目（学校の概要、目標及び計画、各学科等の教育、教職員、キャリア教育・実践的職業教育、様々な教育活動・教育環境、学生の生活支援、学生納付金・修学支援、学校の財務、学校評価等）について情報提供を行っていること。
- ② ホームページ、学校要覧、パンフレット等の作成・配布、説明会等における説明、広報誌等の刊行物への掲載などを通じて恒常的に情報提供を行っていること。

4 手続

- (1) 文部科学大臣は、私立の専修学校にあっては都道府県知事、公立の専修学校にあっては都道府県教育委員会、国立大学法人の置く専修学校にあっては国立大学法人学長（以下「都道府県知事等」という。）の推薦に基づき、上記3の要件を満たすと認めた専修学校専門課程を官報で告示します。
- (2) 都道府県知事等は、上記3の要件を満たす専修学校専門課程を別紙様式1から別紙様式4により文部科学大臣宛推薦願います。
- (3) 文部科学大臣の告示は、毎年度、原則として2月に行うものとし、都道府県知事等は、毎年度、11月30日までに文部科学大臣宛推薦願います。
- (4) 都道府県知事等は、告示された専修学校専門課程について、名称に変更があったときは、別紙様式5により文部科学大臣宛届出願います。
- (5) 都道府県知事等は、告示された専修学校専門課程が廃止されたとき又は上記3の要件に適合しなくなったときは、別紙様式6又は別紙様式7により文部科学大臣宛届出願います。
- (6) 文部科学大臣は、告示した専修学校専門課程について、名称に変更があったとき、又は当該専修学校専門課程が廃止され若しくは上記3の要件に適合しなくなったと認めて当該認定を取り消したときは、その旨を官報で告示します。

別紙様式1	職業実践専門課程として認定する専修学校の専門課程の推薦について
別紙様式2	授業科目等の概要
別紙様式3-1	実習・演習等において連携する企業等一覧
別紙様式3-2	企業等と連携した実習・演習等
別紙様式4	職業実践専門課程の基本情報
別紙様式5	職業実践専門課程として認定された専修学校の専門課程の名称変更について
別紙様式6	職業実践専門課程として認定された専修学校の専門課程の廃止について
別紙様式7	職業実践専門課程として認定された専修学校の専門課程の要件の不適合について

5 適用時期等

- (1) 文部科学大臣が上記3の要件を満たす専修学校専門課程として認定した旨告示された日の次年度の始期以後、当該専修学校専門課程について、職業実践専門課程と称することができることとします。
- (2) 卒業証書等の表記において、例えば、以下のように記載することができることとします。
 - (例) 職業実践専門課程（平成〇年文部科学省告示第〇号） 工業専門課程〇〇学科
また、専門士、高度専門士を称する場合は、（ ）書きで修了した分野の専門課程名を付記することとします。
 - (例) 職業実践専門課程（平成〇年文部科学省告示第〇号） 専門士（工業専門課程）〇〇学科

- (3) 専修学校専門課程は、初めて当該課程の修了者が出た年度の次年度より、推薦の対象となります。
- (4) 職業実践専門課程として認定された専修学校専門課程は、原則として学校のホームページに様式4を掲載し、情報提供するものとします。ただし、ホームページがない場合には、企業等、卒業生、保護者、地域住民等に対し、広報誌等の刊行物等により、様式4の情報について広く情報提供を行うものとします。

6 留意事項

告示された職業実践専門課程について、名称に変更があったとき、廃止されたとき又は上記3の要件に適合しなくなったときは、遅滞なく所要の手続をお取り願います。

7 附則

- (1) この実施要項は、平成25年8月30日から施行します。
- (2) 平成25年度においては、4-(3)にかかわらず、文部科学大臣の告示は、原則として平成26年3月に行うものとし、都道府県知事等は、平成26年1月10日までに文部科学大臣宛推薦するものとします。

(別紙様式1)

職業実践専門課程として認定する専修学校の専門課程の推薦について

平成〇年〇月〇日

文 部 科 学 大 臣 殿

下記の専修学校の専門課程を職業実践専門課程として認定する課程として推薦します。

記

学 校 名	設置認可年月日	校 長 名	所 在 地		
			〒 (電話)		
設 置 者 名	設立認可年月日	代 表 者 名	所 在 地		
			〒 (電話)		
目 的					
課 程 名	学 科 名	修業年限 (昼、夜別)	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	専門士の付与	高度専門士の付与
			単位時間 (又は単位)		
教育課程	講義	演習	実験	実習	実技
	単位時間 (又は単位)	単位時間 (又は単位)	単位時間 (又は単位)	単位時間 (又は単位)	単位時間 (又は単位)
生徒総定員	生徒実員	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
人	人	人	人	人	
生涯学習環境の整備に関する特記事項 (任意記載)					
(以下の資料を添付すること)					
* 学則					

(留意事項)

1. 「学校名」、「課程名」及び「学科名」については、設置認可を受け、又は届出を行っている名称を記入すること。
2. 1学科の中に昼間部と夜間部が設けられ、又は修業年限の別がある場合には、それぞれを別の学科として取り扱い記入すること。
3. 「生徒総定員」及び「生徒実員」については、推薦を行う年度（本年度）の5月1日現在の推薦学科の生徒総定員及び生徒実員を記入すること。
4. 「専任教員数」、「兼任教員数」及び「総教員数」は、推薦を行う年度（本年度）の5月1日現在の、それぞれ、推薦学科全体の教員数について記入すること。

<p>1. 「専攻分野に関する企業、団体等（以下「企業等」という。）との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係</p>
<p>(1) 教育課程の編成（授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。）における企業等との連携に関する基本方針</p>
<p>(2) 教育課程編成委員会等の位置付け</p>
<p>(3) 教育課程編成委員会等の開催頻度等</p>
<p>(4) 教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況</p>
<p>(別途、以下の資料を提出)</p> <ul style="list-style-type: none"> * 教育課程編成委員会等の位置付けに係る諸規程 * 教育課程編成委員会等の規則 * 教育課程編成委員会等の委員名簿 * 教育課程編成委員会等の企業等の委員承諾書（本人の同意書及び企業等の承諾書） * 教育課程編成委員会等の企業等の委員の所属について概要が分かる資料 * 学校又は法人の組織図 * 教育課程編成委員会等の開催記録
<p>2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習（以下「実習・演習等」という。）の授業を行っていること。」関係</p>
<p>(1) 企業等との連携による実習・演習等の基本方針</p>
<p>(2) 実習・演習等における企業等との連携内容</p>

(別紙様式2)

授業科目等の概要

(〇〇専門課程〇〇学科) 平成〇〇年度															
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必 修	選 択 必 修	自 由 選 択						講 義	演 習	実 験 ・ 実 習 ・ 実 技	校 内	校 外	専 任	兼 任	
合計				科目	単位時間(単位)										

卒業要件及び履修方法	授業期間等	
	1学年の学期区分	期
	1学期の授業期間	週

(留意事項)

- 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。

(別紙様式 3 - 1)

実習・演習等において連携する企業等一覧

(○○専門課程○○学科)

番号	名称	位置(所在地)	授業科目名	企業等の担当者 (職名)

(留意事項)

- 1 企業等毎に通し番号を付してください。
- 2 実習・演習等の実施にあたり連携している企業等(実施要項の要件を満たすものに限り)を全て列記してください。

(別紙様式 3-2)

企業等と連携した実習・演習等

(○○専門課程○○学科)

授業科目名		授業時数又は単位数	
実施期間			
実習・演習等の目的及び概要			
企業等との連携の基本方針			
企業等との連携内容			
学修成果の評価方法			
実習・演習等計画			
日程	実習・演習等の内容	実施場所	
連携する企業等			

(留意事項)

1 企業等と連携する授業科目（実施要項の要件を満たすものに限りません。）毎に作成すること。

職業実践専門課程の基本情報について

学 校 名	設置認可年月日	校 長 名	所 在 地		
			〒 (電話)		
設 置 者 名	設立認可年月日	代 表 者 名	所 在 地		
			〒 (電話)		
目 的					
課 程 名	学 科 名	修業年限 (昼、夜別)	全課程の修了に 必要な総授業時 数又は総単位数	専門士の付与	高度専門士の付与
			単位時間 (又は単位)		
教育課程	講義	演習	実験	実習	実技
	単位時間 (又は単位)	単位時間 (又は単位)	単位時間 (又は単位)	単位時間 (又は単位)	単位時間 (又は単位)
生徒総定員	生徒実員	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
人	人	人	人	人	
学期制度	■1学期： ■2学期： ■3学期：	成績評価	■成績表（有・無） ■成績評価の基準・方法について		
長期休み	■学年始め： ■夏 季： ■冬 季： ■学 年 末：	卒業・進級条件			
生徒指導	■クラス担任制（有・無） ■長期欠席者への指導等の対応	課外活動	■課外活動の種類 ■サークル活動（有・無）		
主な就職先	■主な就職先、業界 ■就職率 %	主な資格・検定			
中途退学の現状	■中途退学者 名 ■中退率 % 平成 年 月 日在学者 名 (平成 年 月入学者を含む) 平成 年 月 日在学者 名 (平成 年 月卒業生を含む) ■中途退学の主な理由 ■中退防止のための取組				
ホームページ	URL:				

1. 教育課程の編成

(教育課程の編成における企業等との連携に関する基本方針)

(教育課程編成委員会等の全委員の名簿)

平成〇年〇月〇日現在

名 前	所 属

(開催日時)

第1回 平成〇年〇月〇日 〇〇:〇〇~〇〇:〇〇

第2回 平成〇年〇月〇日 〇〇:〇〇~〇〇:〇〇

第〇回 平成〇年〇月〇日 〇〇:〇〇~〇〇:〇〇

2. 主な実習・演習等

(実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針)

科 目 名	科 目 概 要	連 携 企 業 等

3. 教員の研修等

(教員の研修等の基本方針)

4. 学校関係者評価

(学校関係者評価委員会の全委員の名簿)

平成〇年〇月〇日現在

名 前	所 属

(学校関係者評価結果の公表方法)

URL:

5. 情報提供

(情報提供の方法)

URL:

授業科目等の概要

(〇〇専門課程〇〇学科) 平成〇〇年度										
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法		
必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技
合計				科目	単位時間 (単位)					

(別紙様式5)

職業実践専門課程として認定された専修学校の専門課程
の名称変更について

平成〇年〇月〇日

文 部 科 学 大 臣 殿

職業実践専門課程として認定された専修学校の専門課程について、下記のとおり名称変更
がありましたので、お届けします。

記

学 校 名	設置認可年月日	校 長 名	所 在 地
			〒 (電話)
設 置 者 名	設立認可年月日	代 表 者 名	所 在 地
			〒 (電話)
名 称	旧	(告示年月日)	新
変 更 時 期			
備 考			

(留意事項)

- 1 学則を1部添付すること。

(別紙様式6)

職業実践専門課程として認定された専修学校の専門課程
の廃止について

平成〇年〇月〇日

文 部 科 学 大 臣 殿

職業実践専門課程として認定された専修学校の専門課程について、下記のとおり廃止されましたので、お届けします。

記

学 校 名	設置認可年月日	校 長 名	所 在 地
			〒 (電話)
設 置 者 名	設立認可年月日	代 表 者 名	所 在 地
			〒 (電話)
廃止された課程名	(記入例) 〇〇専門課程 〇〇学科(昼) (告示年月日)		
廃 止 時 期			
備 考			

(留意事項)

- 1 学則を1部添付すること。

(別紙様式 7)

職業実践専門課程として認定された専修学校の専門課程
の要件の不適合について

平成〇年〇月〇日

文 部 科 学 大 臣 殿

下記の専修学校の専門課程は、職業実践専門課程としての要件に適合しなくなったので、お
届けします。

記

学 校 名	設置認可年月日	校 長 名	所 在 地
			〒 (電話)
設 置 者 名	設立認可年月日	代 表 者 名	所 在 地
			〒 (電話)
課 程 名	(記入例) 〇〇専門課程 〇〇学科(昼) (告示年月日)		
内 容	(記入例) 〇〇年度から修業年限が2年から1年に変更されたため。		
備 考			

(留意事項)

- 1 学則を1部添付すること。